

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

旧	新	根拠法令等
第1条～第14条 (略)	第1条～第14条 (同左)	
<p>(不正又は不当な行為)</p> <p>第15条 協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第12条の6第4号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意しなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。</p> <p>ロ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。</p> <p>ハ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。</p> <p>ニ 貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。</p> <p>ホ 資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金用途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。</p> <p>ヘ クレジットカードを担保として徴求すること。</p> <p>第1項第2号～第11号 (略)</p>	<p>(不正又は不当な行為)</p> <p>第15条 協会員は、次に掲げる行為を行った場合には、法第12条の6第4号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがあることに留意しなければならない。</p> <p>(1) 契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。</p> <p>ロ 白地手形及び白地小切手を徴求すること。</p> <p>ハ 印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u>、年金受給証等の資金需要者等の社会生活上必要な証明書等を預かること。</p> <p>ニ 貸付けの金額に比し、合理的な理由がないまま過大な担保（人的担保含む。）を徴求すること。</p> <p>ホ 資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額、資金用途又は家計状況の記載を勧めること又は示唆すること。</p> <p>ヘ クレジットカードを担保として徴求すること。</p> <p>第1項第2号～第11号 (同左)</p>	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針 II-2-10 (2) ②イc</p>
第15条の2～第67条 (略)	第15条の2～第67条 (同左)	
<p>附 則 (平成19.12.19)～(令6.9.5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平成19.12.19)～(令6.9.5) (同左)</p> <p><u>附 則 (令7.3.10)</u> <u>この改正は、令和7年3月10日から施行する。</u> <u>(注)改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第15条を改正。</u></p>	